

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成
令和

年分)

氏 名 _____

国 庫 補 助 金 等 の 名 称			
国 庫 補 助 金 等 を 交 付 し た 者		国 / 地方公共団体 / その他 ()	
交 付 の 目 的			
交 付 を 受 け た 年 月 日		年 月 日	
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして 交 付 を 受 け た 資 産 の 価 額		円	
うち各種所得の金額の計算上、総収入 金 額 に 算 入 さ れ な い 金 額		円	
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由			
交付を受けた国庫補助金等 を も っ て 取 得 又 は 改 良 を した 固 定 資 産 に 関 す る 明 細		種類	
		細目	
国 庫 補 助 金 等 の 返 還 を 要 し な い こ と が 確 定 し た 日		年 月 日	
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合			
	国 庫 補 助 金 等 の 交 付 の 条 件		
	国 庫 補 助 金 等 を も っ て 取 得 又は改良等をする固定資産について、 取 得 又 は 改 良 予 定 年 月 日		年 月 日
	取 得 に 要 す る 金 額 の 見 込 額		円
	内 訳		円
			円
		円	
そ の 他 参 考 事 項			

「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。

- 1 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、（ ）内にはその者の名称等を記載します。
- 2 「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、次の各場合に応じて、それぞれ記載のとりの金額を記載します。
 - (1) その交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことがその年 12 月 31 日（年の中途において死亡し、又は出国した場合には、その死亡又は出国の時）までに確定し、かつ、交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合
「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、下記の算式により計算した金額を記載します。

《算式》

$$\begin{array}{rcl} & \text{減価償却資産の取得又は} & \text{国庫補助金等の返還を要しないことが確定した} \\ & & \text{—} \\ \text{国庫補助金等} & \text{改良に要した金額} & \text{日の減価償却資産の減価償却累計額} \\ \times & & \\ \hline \text{の額} & \text{減価償却資産の取得又は改良に要した金額} & \end{array}$$

- (2) (1) 以外の場合
「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、その交付を受けた国庫補助金等の金額を記載します。
- 3 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。
- 4 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。
- 5 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。
- 6 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 7 根拠条文
所法第 42 条、第 43 条

参考事項

所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。

- 1 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合
固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額（交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、上記 2 (1) で計算した金額）を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。
なお、交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、交付された国庫補助金等の金額から上記 2 で計算した金額を控除した金額に相当する金額は、その減価償却資産の取得又は改良の日からその国庫補助金等の返還を要しないこととなった日までの期間に係るその償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかったものとみなされます。
また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。
- 2 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合
固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。